



対流

Heart to Heart
2020.2

2020年2月19日発行

特定非営利活動法人
有機農業認証協会
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19
TEL*06-6330-0823
FAX*06-6330-0735
MAIL*yuukinin@apricot.ocn.ne.jp
HP: <http://yuukinin.org/>

■CONTENTS

1. 巻頭言
2. 事業・活動報告
3. お知らせ
4. その他

つくる人、はこぶ人、たべる人。
農山漁村に住む人、都市に住む人。
自分の居場所や立場を越えて人と人。

人と自然のあらたなかかわりは
顔の見える交流(Face to Face) から
心が響きあう対流(Heart to Heart) へ。

1. 巻頭言

寒中お見舞い申し上げます。

会員の皆様がたにおかれましては、健やかに新年を迎えられましたこと、お喜び申し上げます。

2020年は、どのような年になるでしょうか。2000年1月20日に有機農産物の日本農林規格ができてから、ちょうど20年がたちます。この20年の間には、国際的な整合性を保ちながら、国内の実情にあわせて、大なり小なりの改正が合計8回行われてきました。

制定当初の基準と現行の基準の内容を比較すると、有機JASマークが貼付できる品目、それに付随する生産方法に関する基準項目、使用許可資材などが追加されたり削除されたりと、かなり変更されてきたことがわかります。2020年以降には、有機畜産物の指定農林物資への適用、EU基準の見直し、プレグジット(英国のEU離脱)などが見込まれており、適切に応じていく必要があります。

そして私事ですが、今年は50歳を迎えます。中国の魯の国で生まれた、儒教の創始者であり、73歳でこの世を去った孔子の「論語」の中の有名な一説によれば、「天命を知る」年齢です。

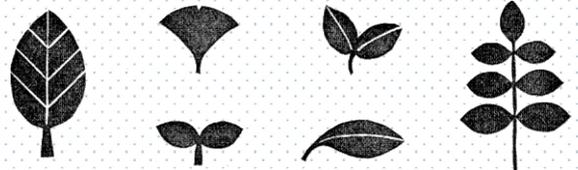
「吾、十五にして学に志す。三十にして立つ。四十にして惑わず。五十にして天命を知る。六十にして耳順う。七十にして心の欲する所に従えども、のりをこえず。」(私は、十五歳の時に自らの専門的な勉強を始めた。三十歳になって、その基礎ができて自立できるようになった。四十歳になると、悟りが開け、心に迷うことがなくなった。五十歳になって、天が自分に与えた使命が自覚できた。

六十歳になると、他人の言葉を自然に受け入れることができるようになった。七十歳になると、自分のしたいと思うことをそのままやっても、人の道を踏みはずすことがなくなった。)

孔子のような人になることは、決して容易なことではありませんが、目安として努めていきたいものです。一方、江戸時代につくられたものに、「割って見せたや私の心、割れば色気と欲ばかり」という都々逸があるようですが、私は「色気」や「欲」が決して良くないものとは思いません。「欲」と一口にいっても様々なものがあり、「美味しいものが食べたい」、「心地よいライフスタイルをおくりたい」と思う「欲」は、利己主義であると同時に、それは利他主義にも充分なり得るからです。

2020年もオーガニック食品の生産・加工・流通に取り組まれる皆様にとって素晴らしい一年でありますよう、心よりお祈り申し上げます。本年も、有機農業認証協会のスタッフ一同、検査認証業務を通して、オーガニックな世界が広がるよう、頑張ってお参ります。よろしくお願いいたします。

理事長 中塚華奈



2. 事業・活動報告

■2019年度登録認証機関連絡会議(2月7日)

去る2月6日、2019年度登録認証機関連絡会議が神戸市の農林水産消費安全技術センター(以下、FAMIC)にて開催されました。この会議は農林水産省の主催によるもので、従来は毎年4月か5月にさいたま市と神戸市の2か所で開催されていたものですが、昨年中は開催されず、年末になって年明け開催の通知があり、開催に至ったわけですが、遅れた理由は、当初、昨年5月に発行するといわれていたQ&A(法律だけでは判断が難しい事例などについて公式の解釈が記載されている冊子)の改正に想像以上の時間を要したからだと思われます。今回の話題はすでに昨年から取りざたされている、「ゲノム編集技術の有機JAS制度上での取り扱い」、「有機畜産物が指定農林物資になる件」、「台湾との有機同等性について」、そして懸案の「Q&Aの改正」ということで、特段目新しいトピックではなかったのですが、説明を受けてすんなりと納得するわけにはいかない疑問がいくつもありました。それぞれのテーマについては今号の紙面にて別途解説を掲載していますので参照してください。(岡田)

★事務局業務①

*判定委員会(11/6・26,12/6・12・26,2/7)

新規調査7件(有機農産物の生産行程管理者3件、有機加工食品の生産行程管理者2件、有機農産物の小分け業者1件、有機農産物加工食品の輸入業者1件)、年次調査33件(有機農産物の生産行程管理者16件、有機加工食品の生産行程管理者7件、小分け業者4件、輸入業者6件)の他に臨時が1件、追加ほ場が2件でした。

★事務局業務②

*理事会(11/13)

2019年度第4回の理事会が開催されました。事務局より定期的な会計・業務報告の後に、レストラン認証の審査状況などについて報告がありました。ゲノム編集食品が有機JASでどのように扱われるか、総会日程(3/16)、検査員の増員・教育などについて議論されました。

■新規事業者紹介



(有)丸浅苑

徳島県徳島市で有機菌床シイタケを栽培する、有機農産物の生産行程管理者です。

<http://www.maruasaen.com/>

種の実

奈良県曾爾村で有機農産物を栽培する生産行程管理者で、個人事業者です。地元宇陀市の法人認証事業者のもとで研修したのちに独立し、申請されました。

(株)ヤサカアレルノン食品事業部

滋賀県高島市で有機加工食品を製造する生産行程管理者です。製造品目は、滋賀県産の有機米の米粉を、滋賀県の伝統食品である鮎ずしから抽出した乳酸菌で発酵させた、いわば米粉のヨーグルトと呼べるような健康食品を製造しています。<https://www.allernon.jp/shop/>

(株)ビオスタイル

京都河原町に新しくできた複合施設「GOOD NATURE STATION」の1階でオーガニック野菜の小分け販売を行う小分け業者さんです。施設にはホテルやレストランがあり、新しいオーガニックの形を提案されています。

<https://goodnaturestation.com/>

滋賀製パン(株)

有機加工食品の生産行程管理者で、琵琶湖の西岸、大津市和邇(わに)で代々続くパン屋さんです。有機小麦粉、有機マーガリンを使つてのパン作りに取り組んでいくことになりました。

岸田の畑

有機農産物の生産行程管理者で個人事業者です。ほ場は2筆、16.5a。主にベビーリーフを栽培されています。

1000Philosophies

京都府長岡京市に事務所を置く輸入業者です。主な輸入品はオリーブオイル、ジャムなど。

<https://www.ashchyys.com/>

■有機JAS講習会

講習会：
11/20(江坂：17名)、11/27(江坂：9名)

出張講習会：
11/28(山口：5名)、1/17(滋賀：10名)、
1/23(長野：19名)、1/30(山口：3名)

個別講習会：
12/25(輸入業者：2名)、
1/8(小分け・輸入：3名)



3. お知らせ

■有機畜産物が指定農林物資になります

2020年1月16日付でJAS法施行令第17条が改正されるとの通知があり、今年の7月16日から有機畜産物、有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品は「指定農林物資」となることとなりました。「指定農林物資」とは、格付の表示(JASマークの表示)が義務付けられた農林物資のことで、これまでは有機農産物と有機農産物加工食品がその対象でしたが、今回の政令改正により有機農産物、有機加工食品、有機畜産物が指定農林物資となります。

このため、7月16日以降は有機畜産物や有機畜産物を原料に含む有機加工食品には格付の表示が義務となります。そして、外国の有機畜産物などについてはこれまで規制の対象外でしたが7月16日以降は規制の対象となりますので、ORGANIC等と表記されていてJASマークのないものは表示違反となります。すでに現在有機畜産物や有機畜産物加工食品等を輸入している場合、7月15日までは従来通り、つまり規制の対象ではなく、且つJASマークの表示もできません。ただし、それまでに畜産物についての同等性交渉が合意されていればJASマークの表示ができますが、各国といつ頃合意できるかは現在のところ全く分かりませんので、同等性が合意されるまではORGANIC等の表示は除去・抹消しなければなりません。※なお、ヨーロッパの製品によく使われているBIOやECOは今回、規制の対象になりません。下表に整理しましたので参照してください。(岡田)

		7月15日まで	7月16日以降
輸入有機畜産物・ 有機畜産物加工食品	同等性なし	規制対象外 JAS表示不可	規制対象 ORGANIC等の表示は除去・抹消
	同等性あり	規制対象外 JAS表示可(任意)	規制対象 JAS表示は義務
国産有機畜産物・ 有機畜産物加工食品		JAS表示は任意	JAS表示は義務

■輸入業者の認証の技術的基準が改正されました

有機畜産物が指定農林物資になることと関連して、2019年12月27日付で輸入業者の認証の技術的基準が改正されました。これまでは、外国においてその国の有機基準に基づき格付された有機食品で、日本に輸入してからJASマークの表示を付することができたのは有機農産物と有機農産物加工食品(従来の指定農林物資)の2種類の農林物資だけでしたが、この改正で有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の3種類について、格付の表示を付することができるようになりました。

有機畜産物の指定農林物資化が7月16日からであるのに対して輸入業者の認証の技術的基準が半年以上早く改正されたのは、上述したように、同等性についての交渉との関係だと考えられます。農林水産省の説明ではすでに同等性の交渉は始まっているとのことなので、いつでも対応できるよう、あらかじめルールだけは準備しておこうというものです。(岡田)

認証の技術的基準

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-118.pdf

新旧対照表

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-119.pdf

■ゲノム編集食品は有機JASでは使用できません

前号でもお知らせした「ゲノム編集技術を応用した食品・添加物」について、昨年末の12月27日、「有機農産物」、「有機加工食品」、「有機畜産物」、「有機飼料」の日本農林規格を改正するので、パブリックコメントを募集するとの通知がありました。改正の内容は、これまで「組み換えDNA技術」という言葉で表現していたものを「遺伝子操作・組換え技術」に改め、その意味するところを『交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法によって遺伝物質を変化させる技術(組換えDNA、細胞融合、ミクロインジェクション、マクロインジェクション、被包化、遺伝子欠失、遺伝子の倍加等を含み、接合、形質導入及び交雑等を除く。)をいう。』

と定義し、この「遺伝子操作・組換え技術」に由来する資材は、有機JAS制度においては基本的に使用することができないというものです。定義の表現が難解ですが、これはコーデックス基準の翻訳をそのまま持っているためであり、要は有機JAS規格において、これまでの組み換えDNA技術に加えてゲノム編集技術を用いて生産されたものも使用することができないとするものです。

しかし、前号でも解説したように、一般の食品に関してはすでにゲノム編集技術を用いた食品は部分的に解禁されており、その際に届け出および表示も義務ではありません。ですから認証事業者は、肥料やその原材料、加工食品であれば5%以下の非有機原料について、「遺伝子操作・組換え技術」由来でないかを一つ一つ確認しなければなりません。そもそも表示を義務化すれば簡単に解決すると思うのですが、そういった意味で、今回の規格改正及び5ページのQ&A改正にどのように反映されるのか、注意が必要です。(岡田)



認証協議会の動き～沢わさびをめぐる～

日本有機食品認証連絡協議会が提案者となって、現在「沢わさび」を有機農産物に追加するための規格改正検討委員会が進められています。「れき耕栽培」という呼び方もありますが、いわゆる冷涼地の溪流などで栽培されるわさびは、JAS規格でいう「土壌に由来する農地の生産力」という原則を満たさないという理由で現在は認められていませんが、伝統的な栽培方法でもあり、農薬や化学肥料を使用せずに生産しているケースもまれではなく、加えて日本食の世界的な広がりを受けて有機わさびの需要が高まっていることなどから検討されています。(岡田)

¥

環境保全型農業直接支払交付金が増額されます

有機農産物の生産行程管理者の皆さんは利用されている方も少なくないと思いますが、表題の交付金の金額が、有機農業を実施している事業者の場合、昨年の8,000円/10aから最高14,000円/10aに増額されることになりました。昨年より要件として導入された「国際標準GAPを実施していること」など、そのほかの条件はほとんど変わっていませんが、認証事業者の皆さんにとってはメリットが大きいと思います。交付金は国と市町村が半々で負担することになっており、詳細は下記のリンク先にある連絡先(生産局農業環境対策課03-6744-0499)、または各市町村の農政課などにお問い合わせください。(岡田)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hizen_type/kantkyoku_R2_budget.pdf



台湾との同等性が合意されました

昨年10月に有機食品の輸出入に関して台湾との同等性が合意されたとの発表があり、今年2月1日より同等性を利用した輸出入ができることとなりました。詳細は以下のリンク先のページ下部にある「台湾との同等性」を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuki.html#dotosei

当協会も台湾への輸出証明書発行機関としての登録を完了しましたので、台湾へ有機食品を輸出される際には必ず証明書の発行申請をしてください。(岡田)

■Q&Aが改訂されます

「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」がこの2月か3月をめどに改正される見込みとなりました。今回の改正は、2018年3月29日付で有機農産物の認証の技術的基準が改正され、内部規程の記載項目に「受入れ」という言葉が追加されたことにより、生産行程管理者がこれまでできなかった、他の認証事業者から仕入れた有機農産物の小分けをすることができるようになりましたが、その小分けの範囲に「コーヒーの焙煎も含まれる」や、「有機原料100%であれば混合も可能」といった見解が農林水産省より提示された挙句、「具体的なことは『Q&A』を改正し、そこで示す」と説明があってから実に1年半以上たってようやくその「案」が認証機関に提示されました。

最終的には認証機関などから意見を聞いたうえで確定版となるようなのですが、結局「コーヒーの焙煎」や「混合」についてはこれまで通り小分け業者は行うことができません。また、4ページのゲノム編集食品についてJAS規格が改訂されますが、今回の「Q&A改正案」ではそのことが何も反映されておらず、神戸での会議では別冊として発行することも検討しているとのことでした。さらに、畜産物の指定農林物資化については法の施行が7月からであるため、その後に再度Q&Aを改正するという事です。(岡田)

■第21回会員総会を開催します

日時:2020年**3月16日**(月) 15時~17時
会場:グランフロント大阪タワーA(南館)16階サテライトオフィス
大阪府大阪市北区大深町4番20号
(JR「大阪駅」、地下鉄「梅田駅」等から徒歩5~10分)
※右記、地図を参照ください。

●総会(15時~16時)

●記念講演(16時~17時)

「食品流通の現状と有機食品」

講師:横田茂永氏(本会理事・京都大学農学研究科特定准教授)

「京都府庁こだわりマルシェを企画・運営して

-オーガニックを広げるために-

講師:中村貴子氏(本会理事・京都府立大学大学院

生命環境科学研究科准教授

NPO法人日本都市農村交流ネットワーク協会理事

NPO法人食と農の研究所理事)

●懇親会(17時30分~19時30分、1名5,000円予定、

当日会場にてお支払い下さい。)

食事をしながら、より親睦を深めましょう。



4. その他

■ イベント情報

農研機構 有機農業技術研究会主催

「水稲有機栽培の雑草防除研究」

日時: 2020年3月9日(月)13時15分～17時

場所: 筑波産学連携支援センター第4～6会議室
(茨城県つくば市観音台2-1-9)

開催内容

1)有機技術と機械技術の融合がカギ!

中道農園 中道唯幸

2)雑草防除に使えるような機械技術

神戸大学 庄司 浩一

3)こんなもので効果があるの? -小型除草ロボット物語-

農研機構 中央農業研究センター 乙部 和紀

4)ある有機農家の有機農法水田で起きていること

茨城大学・東京大学 小林 和彦

5)新鮮有機物施用によるコナギ防除の機構解析

農研機構 中央農業研究センター 内野 彰

参加費: 無料 申し込みが必要です。以下のリンクより申し込んでください。

<https://pursue.dc.affrc.go.jp/form/fm/naro023/r1yuukikenkyukai>

問い合わせ先: 農研機構 中央農業研究センター
病害研究領域 田澤 純子

TEL:029-838-8829 mail: ccrop@naro.affrc.go.jp

◎会報「対流」の発行が遅れたことについて

本来正月明けに発行予定だった「対流」が1か月以上遅れましたことをご詫言申し上げます。年末年始をはさんでゲノム編集食品や、畜産物の指定農林物資化などの動きがある中、2月6日に農林水産省主催の連絡会議が開催されることになり、そこで報告されることを確認し、その内容を反映した紙面にするための措置です。掲載内容につきましてご意見・ご質問がありましたらお気軽にお問い合わせください。(岡田)

◎農林水産省ホームページ紹介

農林水産省のホームページには様々な広報誌や年報、パンフレット等が掲載されています。有機に関連する内容が掲載される事もありますので、ぜひ一度ご覧ください。

広報誌「aff」

<https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/index.html>

年報・パンフレット

<https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/index.html>

技術的基準やQ&A等は下記よりご確認下さい。

有機食品の検査認証制度

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html(片岡)

